

重要) 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算充電インフラ整備事業
「普通充電器『商業施設及び宿泊施設等への設置事業(目的地充電)』等」における
交付申請受付終了のお知らせ

令和4年度補正予算および令和5年度当初予算で実施している充電インフラ整備事業「普通充電器『商業施設及び宿泊施設等への設置事業(目的地充電)』等」は多数の交付申請を受理し、6月12日(月)にセンターに到着した交付申請をもって予算額を超えました。

つきましては、業務実施規則(充電設備)第13条に基づき交付申請の期間を短縮し、6月11日(日)中にセンターに到着した申請をもって交付申請の受付を終了いたします。

よって、令和5年6月12日(月)以降にセンターへ到着した申請は無効となりますのでご了承ください。

なお、交付申請の到着等に関してお電話にてお問い合わせいただきましても、回答することができません。ご理解のほどお願いいたします。

受付不可となった交付申請は、オンライン申請システムにて順次通知をいたします。しばらくお待ちください。

予備分の扱いについては他の充電設備にかかわる交付申請の状況を踏まえた上で、配分先を決定し、後日公表いたします。

<参考>

業務実施細則第13条第3項

交付申請の受付期間内に交付申請の額の累計が予算額を超えた場合は、申請日より先着順位を設定し、予算額を超えた時点で交付申請の受付を終了する。なお、交付申請の申請日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

以上